

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の 正字・異体字の記載の比較

田 村 夏 紀

目 次

- 一、はじめに
- 二、方法
- 三、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の漢字字体の比較
- 四、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載形式の比較
- 五、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の異体字注記の種類の比較
- 六、まとめ

一、はじめに

観智院本『類聚名義抄』は、鎌倉時代中期に書写された漢和辞書である。奥書に、仁治二年（二二四一）に真言宗の僧慈念が書写したものを、建長三年（二二五一）に僧頭慶が転写したことが記されており、現存本はこれをさらに転写したものである。漢字の字体⁽¹⁾に関しては、多数の異体字を収録していることに特色がある。ただし、字体の出典となる文献名は数例を除いて記されておらず、字体の記載形式も様々である⁽²⁾。字体の記載形式も様々である⁽³⁾。字体の出典となる文献名は数例を除いて記されておらず、字体の記載形式も様々である⁽⁴⁾。

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

『龍龕手鑑』は遼の統和十五年（九九七）に成立した僧行均撰の音義書である。初め書名を『龍龕手鏡』と言ったが、十二世紀後半頃宋に伝えられてから、太祖の祖父の諱「敬」と同音の「鏡」を避けて『龍龕手鑑』と改められた。観智院本『類聚名義抄』より前に成立しているが、日本に伝来した時期は十五世紀頃と推定されており、『類聚名義抄』の編者は使用不可能であるというのが従来の説である。⁽⁵⁾なお日本には、元和中頃（一六二〇年頃）の刊と推定されている古活字版がある。

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の両辞書の漢字字体の関係については、先行研究において、次のような指摘がなされている。⁽⁶⁾

「『類聚名義抄』には玉篇や切韻のごときオーソドックスな辞書には見られない奇体字が多量に収録されていて一つの特色をなしている。その文字の多くが龍龕手鑑に登載せられていて、注文も共通する点が見られる。これらの項には幾通りかの形式が見られるがそのうち特徴的な二つの類型について示しておく。

一、奇体字を数字連続して掲げ「谷（俗の省体）」と注するもの（用例略 引用者注）

二、奇体字を一字掲げ「谷某字」と注するものが、龍龕手鑑の「俗某音」^{（俗音某）}に対応するもの（用例略 引用者注）

このような類似は全部首に互って多量に見られるのであるが、両本には直接の関係は考え難く、それぞれの所拠を溯る一種の資料の介在を予想されるに留まる。」

本稿では、十世紀成立の『龍龕手鑑』が『類聚名義抄』成立以前に日本に伝来していたのではないかと仮定し、両辞書の比較を行った。特に、右の類型二に注目し、漢字字体、正字・異体字の記載形式、異体字注記の種類についてそれぞれ比較した結果を示し、二辞書の関連性を具体的に指摘したい。この調査の目的は、観智院本『類聚名義抄』に記載されている正字・異体字の出典を明らかにすることにある。これは、観智院本『類聚名義抄』の編者がどのような編集意図をもって漢字字体を収録したのかを探るための一過程であると考えている。

二、方 法

使用した資料は、『類聚名義抄』は、正宗敦夫編、風間書房（一九五五年）の影印本⁽⁷⁾であり、『龍龕手鑑』は、杉本つとむ編、異体字研究資料集成、雄山閣（一九七五年）の影印本⁽⁸⁾である。

調査は次の順に従って進めた。

1、観智院本『類聚名義抄』に記載された正字・異体字の中で、「○★□字」形式のものを用例として取り上げる⁽⁹⁾。（この形式は、見出し字に異体字、割り書きに異体字注記・正字・「字」、という順の記載形式である。○は異体字、★は異体字注記、□は正字を表す記号とする。）

この形式を取り上げた理由は、先行研究において、この形式で書かれた『類聚名義抄』の記載が『龍龕手鑑』の記載と類似することが指摘されているからである。

なおこの形式は『類聚名義抄』の字体に関する全ての用例数のうちの約20%を占める、最も多い形式⁽¹⁰⁾であり、また、正字・異体字が一对一の関係で簡潔に示されているものであることから、『類聚名義抄』の中の正字・異体字を示している最も基本的な形式の一つであるといえる。

（用例は、影印本のコピーを示す。正字に□印、異体字に○印を付し、字体注記以外の注記は省略し…で記す。）

（例）「節」字

節^節字

（名、僧上四八・2）

……「節」は俗字、「節」は正字である

2、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の漢字字体を比較する。『類聚名義抄』の正字・異体字の字体⁽¹¹⁾に対応する漢字字体が『龍龕手鑑』にあるかどうかという観点から、二辞書の記載内容の関係を分類する。

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

分類項目は次の通りである。

(用例は、右に『龍龕手鑑』、左に『類聚名義抄』を並べて記す。正字に□印、異体字に○印を付す。また『龍龕手鑑』において、異体字注記はないが『類聚名義抄』の正字・異体字に対応する漢字に、□印、○印を付す。)

A 『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の正字・異体字に対応する字体があり、異体字注記の種類も一致するもの

(例) 「札」字

札^龍 …… 札^抄

(龍、四14才5)

……………「札」は俗字、「札」は正字

B 『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の正字・異体字に対応する字体があるが、異体字注記の種類は異なるか又は異体字

注記がないもの

(例) 「況」字

况^龍 …… 况^抄

(龍、三58ウ2)

……………「況」は「況」と同字

C 『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の異体字に対応する字体があり、異体字注記の種類も一致するもの

(例) 「裁」字

裁^龍 …… 裁^抄

(龍、一21才3)

……………「裁」は俗字

D 『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の異体字に対応する字体があるが、異体字注記の種類は異なるか又は異体字注記が

ないもの

(例) 「令」字

令^龍 …… 令^抄

(龍、四71才10)

……………「令」がある

E 『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の異体字に対応する字体がないもの

(名、仏中二六・7)

……………「令」は俗字、「令」は正字

(例)「雪」字



(名、法上三二・6)

……「漚」は俗字、「雪」は正字


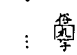
A～Eのうち、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の記載に共通点があるものは、A～Dであり、共通点がないものはEである。二辞書の記載に共通点があるもの(A、B、C、D)の中で特に共通性が強いものは、『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の正字・異体字に対応する字体があり、異体字注記の種類も一致するAである。

3、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載形式を比較する。『龍龕手鑑』に『類聚名義抄』の正字・異体字の字体に対応する漢字字体があり、異体字注記の種類も一致するもの(A)を用例とする。漢字字体と字体注記との位置関係に着目して、『類聚名義抄』の「○★□字」形式に対応する『龍龕手鑑』の記載形式にはどのようなものがあるかを分類する。

『龍龕手鑑』の記載形式を分類した項目は次の通りである。

A-1a 見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★□字」形式で記されるもの

(例)「札」字

 : 

(龍、四14才5)
(名、仏下本七七・5)

A-1b 見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★音□」形式で記されるもの

(例)「脚」字

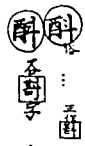
 : 

(龍、八7ウ7)
(名、法上八六・7)

A-1c 見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★…正作□」形式で記されるもの

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

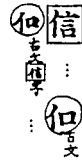
(例)「樹」字



(龍、五40ウ7)
(名、僧下五七・6)

A・d 見出し字に正字、同行に異体字、割り書きに「★」と異体字注記が記されるもの

(例)「信」字



(龍、一29オ4)
(名、仏上二・4)

A・e その他

(例)「奢」字



(龍、四70ウ2)
(名、仏中五一・7)

A・aの形式は、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の記載形式が共通するものである。A・bの形式は、先行研究において関連性が指摘されていたものである。

4、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の異体字注記の種類を比較する。『類聚名義抄』の異体字に対応する字体が『龍龕手鑑』に記されているもの(A・D)を用例とする。『龍龕手鑑』の字体に字体注記が付されているかどうか、字体注記が付されている場合は『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の字体注記の種類が一致しているかどうか、によって分類を行う。

『類聚名義抄』の異体字注記に対応する『龍龕手鑑』の字体注記の種類を分類した項目は次の通りである。

I 『類聚名義抄』の異体字に対応する『龍龕手鑑』の字体に字体注記が付されているもの

①『龍龕手鑑』の字体注記の種類が『類聚名義抄』と共通するもの

(例)「信」字

信
：
𠄎𠄎
：
𠄎𠄎
：
𠄎𠄎

(龍、一29オ4)
(名、仏上二・4)

②『龍龕手鑑』の字体注記の種類が『類聚名義抄』と異なるもの

(例)「灰」字

灰
：
𠄎𠄎
：
𠄎𠄎

(龍、四62オ1)
(名、法下一〇九・6)

II『類聚名義抄』の異体字に対応する『龍龕手鑑』の字体に字体注記が付されていないもの

(例)「扇」字

扇
：
𠄎𠄎
：
𠄎𠄎

(龍、七16オ7)
(名、僧上七四・3)

I①の「字体注記の種類が『類聚名義抄』と共通するもの」は、AとCに属する全ての用例である。I②の「字体注記の種類が『類聚名義抄』と異なるもの」は、BとDに属する用例の中で二辞書に異なる字体注記が記されているものである。IIの「字体注記が付されていないもの」はBとDに属する用例の中で『龍龕手鑑』に字体注記が記されていないものである。

三、「類聚名義抄」と『龍龕手鑑』の漢字字体の比較

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の記載内容の関係の分類項目ごとの用例数は次の表1の通りである。

(○印は対応する字体、同じ異体字注記があることを示し、×印は対応する字体、同じ異体字注記がないことを示す。)

『類聚名義抄』の正字、異体字、異体字注記に対応する記載が『龍龕手鑑』に記されているもの(A)は、全体の18%

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

(表1) 観智院本『類聚名義抄』に対応する『龍龕手鑑』の記載内容

分類項目	正字		異体字		異体字注記の種類	用例数(例)	割合(%)
	E	D	C	B			
合計	×	×	×	○	○	二二八八	一〇〇
	×	○	○	○	○	七八四	三四
	×	×	○	×	○	五二九	二三
						三六一	一六
						二一一	九
						四〇三	一八

を占める四〇三例である。また『類聚名義抄』の異体字と対応する記載が『龍龕手鑑』に記されているもの(A、B、C、D)は、全体の66%を占める一五〇四例である。

部首別の用例数は表2に示す。

部首別に見ると、共通性の強いAの用例数が多いものは順に、口部(八五例)、人部(三〇例)、雑部(二二例)、广部(二七例)、肉部(二六例)である。逆に、共通性のないEの用例数が多いものは順に、雑部(二〇三例)、手部(四六例)、艸部(三八例)、日部(三五例)、水部(三二例)である。Aの用例数の割合は、口部では一九八例中八五例(43%)、广部でも四〇例中一七例(43%)と半数近くを占めるが、一方、艸部では五〇例中〇例(0%)、木部でも四〇例中〇例(0%)と全くAの用例が見られない。このように漢字の部首によって、『類聚名義抄』の異体字と対応する記載が『龍龕手鑑』に記されている割合が大きく異なる。

(表2) 観智院本『類聚名義抄』に対応する『龍龕手鑑』の記載内容

巻	番号	部首	A	B	C	D	E	全用例数
上	1	人	30	9	24	16	17	96
	2	行	1	1	1	0	1	4
	3	辵	11	3	7	8	2	31
	4	匸	0	0	0	0	2	2
	5	走	9	1	1	3	2	16
	6	麦	2	0	0	1	3	6
	7	一	0	0	0	2	4	6
	8	丨	0	0	0	2	0	2
	9	十	0	2	0	2	2	6
	10	身	14	2	9	0	4	29
仏	11	耳	3	0	4	2	2	11
	12	女	2	1	3	7	3	16
	13	舌	1	0	0	0	0	1
	14	口	85	9	60	18	26	198
	15	目	2	0	3	5	22	32
	16	鼻	0	0	0	1	0	1
	17	見	1	0	1	3	2	7
	18	日	5	3	2	6	35	51
	19	田	2	3	2	3	3	13
	20	肉	16	5	11	7	21	60
中	21	舟	0	2	1	2	0	5
	22	骨	3	0	5	3	1	12
	23	角	0	0	3	0	1	4
	24	貝	4	1	4	1	3	13
	25	頁	4	0	4	2	3	13
	26	彡	1	0	0	2	2	5
	27	彤	2	1	3	1	0	7
	28	手	4	2	7	23	46	82
	29	木	0	4	3	8	25	40
	30	犬	3	0	4	11	17	35
仏	31	牛	3	2	2	1	0	8
	32	片	0	1	0	2	2	5
	33	豕	3	2	4	2	1	12
	34	乙	0	0	0	0	4	4
	35	儿	0	2	1	6	7	16
	36	丹	1	0	0	2	0	3
	37	八	0	1	0	1	0	2
	38	大	5	3	3	2	4	17
	39	火	10	1	9	4	7	31
	40	黑	0	0	0	4	0	4
法	41	水	3	3	1	14	32	53
	42	冫	0	2	0	3	0	5
	43	言	2	8	1	23	22	56
	44	足	12	5	19	9	7	52
	45	立	2	3	1	3	3	12
	46	豆	0	0	0	1	0	1
	47	卜	1	4	0	1	0	6
	48	面	3	0	5	0	1	9
	49	齒	0	0	1	0	0	1
	50	山	2	3	1	15	25	46
中	51	石	2	0	0	9	3	14
	52	玉	3	6	9	9	9	36
	53	色	2	2	2	0	2	8
	54	邑	0	0	0	0	0	0
	55	阜	4	0	8	4	5	21
	56	土	1	6	0	28	7	42
	57	心	4	7	7	31	26	75
	58	巾	0	1	0	0	3	4
	59	糸	0	2	6	3	18	29
	60	衣	2	1	1	2	5	11
法	61	示	3	3	6	3	8	23
	62	禾	1	6	0	16	13	36
	63	米	1	4	2	7	5	19
	64	、	0	0	0	0	1	1
	65	宀	2	1	4	2	7	16
	66	勹	0	0	0	0	0	0
	67	穴	6	2	3	3	3	17
	68	雨	7	1	4	0	5	17
	69	門	9	3	8	6	2	28
	70	口	3	0	3	3	2	11
下	71	尸	0	3	0	3	11	17
	72	虍	0	0	0	0	3	3
	73	广	8	3	3	8	5	27
	74	鹿	0	0	0	0	2	2
	75	疒	17	0	10	6	7	40
	76	歹	4	3	8	7	1	23
	77	子	0	1	2	2	4	9
	78	斗	0	0	0	0	0	0
	79	卓	0	0	0	0	0	0
	80	寸	0	0	0	0	0	0
僧	81	艸	0	1	0	11	38	50
	82	竹	1	4	0	5	9	19
	83	力	0	0	0	1	2	3
	84	刀	1	2	7	2	5	17
	85	羽	0	1	0	1	0	2
	86	毛	4	1	0	2	2	9
	87	食	2	1	6	4	1	14
	88	金	2	17	4	20	15	58
	89	亼	2	0	1	2	4	9
	90	爪	0	0	0	2	1	3
僧	91	冂	1	1	0	0	3	5
	92	皿	0	1	0	5	1	7
	93	瓦	2	0	0	0	0	2
	94	缶	0	2	1	0	1	4
	95	弓	0	1	0	2	4	7
	96	方	0	0	0	1	3	4
	97	矢	2	0	0	1	0	3
	98	斤	1	0	1	0	0	2
	99	矛	1	0	0	0	1	2
	100	戈	0	0	3	1	0	4
中	101	欠	0	1	0	2	3	6
	102	又	0	0	0	2	0	2
	103	支	1	4	0	4	4	13
	104	攴	0	1	3	0	5	9
	105	皮	2	0	3	2	1	8
	106	革	10	2	1	4	0	17
	107	韋	1	0	0	0	0	1
	108	車	0	1	2	1	2	6
	109	羊	0	1	0	0	2	3
	110	馬	1	0	3	2	9	15
僧	111	鳥	3	0	0	1	10	14
	112	隹	1	1	1	2	0	5
	113	魚	3	1	0	2	0	6
	114	虫	0	2	3	11	18	34
	115	鼠	0	0	0	1	0	1
	116	龜	1	1	0	1	2	5
	117	鬼	4	1	4	1	2	12
	118	風	3	1	3	7	2	16
	119	西	2	2	5	6	8	23
	120	雜	21	16	14	38	103	192

以下に用例の一部を示す。

A 「龍龕手鑑」に「類聚名義抄」の正字・異体字に対応する字体があり、異体字注記の種類も一致するもの

「知」字

知_龍 知_古

(龍、一19ウ5)

「企」字

企_龍 企_古

(龍、一23ウ1)

知_古 知_古

(名、仏上六・8)

企_古 企_古

(名、仏上一六・4)

「遣」字

贖_龍 贖_古

(龍、六5才2)

「雅」字

預_龍 預_古

(龍、八20才5)

贖_古 贖_古

(名、仏下本一五・1)

預_古 預_古

(名、仏下本二五・7)

「装」字

裱_龍 裱_古

(龍、四2才9)

「須」字

須_龍 須_古

(龍、八18ウ3)

裱_古 裱_古

(名、仏下本五四・6)

須_古 須_古

(名、法上一三七・4)

B 「龍龕手鑑」に「類聚名義抄」の正字・異体字に対応する字体があるが、異体字注記の種類は異なるか又は異体字注

記がないもの

「利」字

利_龍 利_古

(龍、一30才9)

「的」字

的_龍 的_古

(龍、七47才2)

利_古 利_古

(名、仏上七・1)

的_古 的_古

(名、仏中八七・8)

「勇」字

諷_龍 諷_古

(龍、一40才5)

「甲」字

押_龍 押_古

(龍、八7ウ3)

諷_古 諷_古

(名、法上六六・2)

押_古 押_古

(名、法上八七・1)

「竹」字

竹_龍 竹_古

(龍、八50才1)

「路」字

略_龍 略_古

(龍、二8才1)

竹_古 竹_古

(名、法上九一・3)

略_古 略_古

(名、法上一一〇・4)

C 『龍龜手鑑』に『類聚名義抄』の異体字に対応する字体があり、異体字注記の種類も一致するもの

「向」字

向_龍 向_龍

(龍、一29才8)

「漁」字

魚_龍 魚_龍

(龍、一19才10)

「防」字

防_龍 防_龍

(龍、五46才8)

「難」字

難_龍 難_龍

(龍、四73ウ5)

「趣」字

趣_龍 趣_龍

(龍、七32ウ1)

「養」字

養_龍 養_龍

(龍、八3ウ8)

矚_龍 矚_龍

(名、仏中一三二・8)

躑_龍 躑_龍

(名、法上八三・7)

D 『龍龜手鑑』に『類聚名義抄』の異体字に対応する字体があるが、異体字注記の種類は異なるか又は異体字注記がないもの

「肖」字

肖_龍 肖_龍

(龍、一30才3)

「地」字

地_龍 地_龍

(龍、八25才9)

「文」字

文_龍 文_龍

(龍、三59才8)

「長」字

長_龍 長_龍

(龍、四33才7)

「楮」字

楮_龍 楮_龍

(龍、四44才4)

「官」字

官_龍 官_龍

(龍、八40才8)

堵_龍 堵_龍

(名、法中五五・2)

宦_龍 宦_龍

(名、法下六四・6)

四、「類聚名義抄」と「龍龕手鑑」の記載形式の比較

観智院本「類聚名義抄」の「○★□字」形式に対応する『龍龕手鑑』の記載形式の分類項目ごとの用例数は次の表3の通りである。

(表3) 観智院本「類聚名義抄」に対応する『龍龕手鑑』の記載形式

分類項目	記載形式	用例数(例)	割合(%)
A a	○★□字	八	二
A b	○★音	二四二	六〇
A c	○★…正作	一〇三	二六
A d	□…○★	三四	八
A e	その他	一六	四
合計		四〇三	一〇〇

二辞書の記載形式が共通するA | aは八例(2%)存する。A | aの字体注記の種類は八例中七例が「古文(古)」である。A | bが最も多く、全体の60%を占める二四二例である。A | bは、見出し字の音を示している注記であるが、同時に正字を示す注記としてとらえた。⁽¹²⁾

以下に用例の一部を示す。

A | a 見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★□字」形式で記されるもの

「起」字

起龍 起龍

(龍、八25ウ4)

「戰」字

非龍 非龍

(龍、五79ウ6)

「圜」字

圜龍 圜龍

(龍、三42ウ3)

「星」字

星龍 星龍

(龍、三53ウ9)

A b

見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★音□」形式で記されるもの

「政」字

政龍 政龍

(龍、一29才2)

「話」字

話龍 話龍

(龍、八65才2)

「廻」字

廻龍 廻龍

(龍、六1ウ6)

「性」字

性龍 性龍

(龍、四67ウ6)

「動」字

動龍 動龍

(龍、四7才9)

「多」字

多龍 多龍

(龍、八75ウ9)

A c

見出し字に異体字、割り書きに異体字注記と正字が「★正作□」形式で記されるもの

「船」字

船龍 船龍

(龍、七34ウ8)

「鼻」字

鼻龍 鼻龍

(龍、八21ウ9)

「熊」字

熊龍 熊龍

(龍、五52才4)

「棄」字

棄龍 棄龍

(龍、八58ウ2)

「圭」字

Ⓢ 圭キ 圭キ

(龍、七五ウ1)

「扉」字

Ⓢ 扉ヒ 扉ヒ

(龍、二二才9)

Ⓢ 球キウ 球キウ

(名、法中一七・2)

Ⓢ 關カン 關カン

(名、法下七八・1)

A id

見出し字に正字、同行に異体字、割り書きに「★」と異体字注記が記されるもの

「哲」字

Ⓢ 哲テ 哲テ

(龍、四八ウ5)

「變」字

Ⓢ 變ヘン 變ヘン

(龍、三五一才1)

Ⓢ 哲テ 哲テ

(名、仏中五〇・3)

Ⓢ 變ヘン 變ヘン

(名、仏中一一・3)

「頂」字

Ⓢ 頂テイ 頂テイ

(龍、八二ウ9)

「規」字

Ⓢ 規キ 規キ

(龍、六一才3)

Ⓢ 頂テイ 頂テイ

(名、仏下本二二・6)

Ⓢ 規キ 規キ

(名、僧中三二・1)

A ie

その他

「寧」字

Ⓢ 寧テイ 寧テイ

(龍、四七ウ1)

「饅」字

Ⓢ 饅テイ 饅テイ

(龍、八八才10)

Ⓢ 寧テイ 寧テイ

(名、仏中五六・8)

Ⓢ 類テイ 類テイ

(名、仏下本二九・6)

五、「類聚名義抄」と『龍龕手鑑』の異体字注記の種類の比較

観智院本『類聚名義抄』の異体字注記に対応する『龍龕手鑑』の字体注記の種類は次頁の表4の通りである。

異体字注記が共通するもの(Ⅰ)が51%と半数を占める。『龍龕手鑑』の字体に何らかの字体注記が付されているもの

(Ⅰ①、Ⅰ②)の中では、異体字注記が共通するもの(Ⅰ①)が83%(九二一例中七六四例)と大半を占める。

また、二辞書の字体注記の種類は、具体的には次頁の表5の通りである(Ⅰ①、Ⅰ②の用例九二一例の字体注記)。

共通する異体字注記の種類は、「俗」が七三三例、「古」が二三例、「或」が一六例、「又」が一例、「縮文」が一例であ

り、合計七六四例中「俗」が95%を占める。共通する異体字注記の中には「古」、「或」という少数派の字体注記も存する。

(表4) 観智院本『類聚名義抄』の異体字注記に対応する『龍龕手鑑』の字体注記の種類

分類項目	分類方法		用例数(例)	割合(%)
	I①	異体字注記が共通するもの		七六四
I②	異体字注記が異なるもの		一五七	一〇
II	異体字注記がないもの		五八三	三九
合計			一五〇四	一〇〇

(表5) 字体注記の種類

『類聚名義抄』	『龍龕手鑑』	用例数(例)	『類聚名義抄』	『龍龕手鑑』	用例数(例)
俗	俗〈共通〉	七二三	俗	又(亦)	二
俗	同	三三二	俗	今	二
俗	或	一四	俗	縮文	一
俗	正	一一	俗	俗或	一
俗	古	一〇	俗	俗通	一
俗	通	七	俗	舊	一
俗	誤	三			
古	古〈共通〉	二三	古	縮文	一
古	通	一	古	亦	一
古	正	一	古	亦同	一

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

俗通	俗通	俗通	通	通	今	籀文	亦	亦	又	或	或	或	或	或
通	正	俗	正	俗	俗	籀文〈共通〉	今	同	又〈共通〉	古	正	俗	同	或〈共通〉
一	一	一	一	四	五	一	一	二	一	二	七	一二	一七	一六
	俗通	俗通		通	今	籀文		亦	亦		或	或	或	或
	古	亦		同	同	古		或	古		又	字林	舊	今
	一	一		一	二	一		一	一		一	一	一	二

「俗」が二辞書で一致する割合は89%（八〇八例中七二三例）、「古」が二辞書で一致する割合は82%（二八例中二三例）と一致する例が大半を占める。しかし、「或」は27%（五九例中一六例）、「亦（又）」は17%（六例中一例）と一致する例が少なく、「今」「通」「俗通」は全く一致する例がない。

以下に用例の一部を示す。

I ① 異体字注記が共通するもの

「善」字

善五音字 善五音字

(龍、四77ウ10)

「唐」字

唐五音字 唐五音字

(龍、四70ウ8)

善五音字

(名、仏中五六・4)

唐五音字

(名、仏中五八・7)

「偶」字

偶五音字 偶五音字

(龍、一39オ1)

「狩」字

狩五音字 狩五音字

(龍、七63ウ2)

I ② 異体字注記が異なるもの

「僂」字

僂五音字 僂五音字

(龍、三30オ6)

「矩」字

矩五音字 矩五音字

(龍、七5ウ8)

僂五音字

(名、仏上八六・8)

矩五音字

(名、仏下本一二五・5)

「愁」字

愁五音字 愁五音字

(龍、七2オ10)

「響」字

響五音字 響五音字

(龍、四66オ6)

六、まとめ

観智院本『類聚名義抄』に「○★□字」形式で記載された正字と異体字を『龍龕手鑑』の記載内容と比較した結果、次のように共通点が多く見られた。

- 1、観智院本『類聚名義抄』の正字、異体字、異体字注記の全てに対応する記載が『龍龕手鑑』にあるものが全用例の二割近く存する。

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の正字・異体字の記載の比較

2、観智院本『類聚名義抄』の異体字と対応する字体が『龍龕手鑑』にあるものが、全用例の六割以上を占める。
3、観智院本『類聚名義抄』の「○★□字」形式と全く同じ形式で『龍龕手鑑』に同じ字体、同じ異体字注記が記されているものが少数例ながら存する。

4、観智院本『類聚名義抄』の正字、異体字、異体字注記の全てに対応する記載が『龍龕手鑑』にあるものの中で、『類聚名義抄』の「○★□字」形式と『龍龕手鑑』の「○★音□」形式が対応しているものが六割を占める。「○★□字」形式と「○★音□」形式とは、見出し字が異体字であること、割り書きの中で正字を示していること、「正」という注記を記していないことに共通点がある。

5、観智院本『類聚名義抄』の異体字と対応する字体が『龍龕手鑑』にあり、何らかの字体注記が付されているものの中で、異体字注記の種類が共通するものは八割以上を占める。

これらの事実から、観智院本『類聚名義抄』の編者が、『龍龕手鑑』の記載内容を引用したことが示唆される。仏典の音義書『龍龕手鑑』に記されている異体字は、仏典に記されたより多くの漢字を解説する上で価値のある情報⁽¹⁵⁾である。そのため、漢字字体を増補する際の典故資料として『龍龕手鑑』が採用されたのではないかと考えられる。

一方、図書寮本『類聚名義抄』は観智院本『類聚名義抄』に大きな影響を与えた辞書であるが、観智院本に「○★□字」形式で記載された正字、異体字、異体字注記が、図書寮本に記されているものは全用例の2%（八例）のみであった⁽¹⁶⁾。このように観智院本と図書寮本とは共通する例が少ないことから、「○★□字」形式で記された異体字は、観智院本の編者が図書寮本の編纂以降に独自に収集し増補した字体であるといえる。

これを図に示すと次頁のようになる。

部首別に見た特徴としては、二辞書に共通する記載内容が存する割合は、部首の種類によつてかなり差が見られることが明らかとなった。このことから『類聚名義抄』の「○★□字」形式の内部においても何らかの質的差異があると考え

〔図〕 観智院本『類聚名義抄』と図書寮本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の関係

（院政期）

改編

（鎌倉時代）

図書寮本

観智院本

『類聚名義抄』

『類聚名義抄』

異体字を増補

（九九七年成立）

『龍龕手鑑』

られる。

異体字注記の種類は、「俗」が一致する例が最も多かった。これは、『類聚名義抄』『龍龕手鑑』共に異体字注記の中で「俗」が使用される割合が最も高いためである。

本稿では、先行研究において指摘されていた『類聚名義抄』の「○★□字」形式と『龍龕手鑑』の「○★音□」形式の共通性について、全巻を通して共通する用例数を数値的に示すことができた。さらに、『類聚名義抄』の「○★□字」形式と全く共通する形式が存することを示すことにより、二辞書の共通性をより確実に証明できた。

今後は、観智院本『類聚名義抄』の他の記載形式で記された字体についても『龍龕手鑑』と比較調査し、二辞書の記載内容の共通性を示したい。また、『龍龕手鑑』の異本や『類聚名義抄』の異本においても同様の類似が見出されるかどうか確かめたい。

注

（1）字体とは、点画のつながりや曲折によって成り立つ文字の骨組みのことである。文字の大きさや線の太さ等の個別的な要素は取り除く。

- (2) 異体字とは、観智院本『類聚名義抄』において、正字と同音同義であるが、字体の異なる漢字のことである。
- (3) 字体に関して、玉(『玉篇』)、説文(『説文解字』)等、出典名を記す注記もある。
- (4) 国語学会中国四国支部第四十一回大会(一九九五年十一月)における口頭発表「観智院本『類聚名義抄』の漢字字体について——字体注記の種類と形式——」によって、一グループの漢字の字数、正字・異体字の掲載順、字体注記の位置等に注目して正字・異体字の記載形式の分類を行った結果、上位十二種類の形式によって全体の60%が占められることを示した。
- (5) 岡井慎吾『日本漢字学史』(明治書院、一九三四年)、杉本つとむ「異体字研究」と『干禄字書』(早稲田日本語研究2、一九九四年三月)を参照した。
- (6) 貞苅伊徳『日本の辞典』『漢字講座2 漢字研究の歩み』(明治書院、一九八九年)より引用した。
- (7) 字体が不鮮明な箇所は、天理図書館善本叢書『類聚名義抄』(八木書店、一九七六年)の影印本を利用した。
- (8) 『龍龜手鑑』は、高麗版が現存本中最も古い版本で遼版の形式を伝えると言われるが、完本ではないため、本稿では、朝鮮版の一本である内閣文庫所蔵本の影印を使用した。
- (9) 「○★□」形式において、見出し字の○が異体字、割り書きの□が正字を示すことは、正字□を見出し字とする別項目に○と同じ異体字が記されていることから判断できる。次に例を示す。
- (例) 「況」字
- | | |
|--|---|
| | (名, 法上四六・六) ……「況」は俗字、「況」は正字
(名, 法上四三・五) ……「況」は正字、「況」は俗字
(名, 法上四三・五) ……「況」は正字、「況」は俗字 |
|--|---|
- (10) 注(4)の発表において、「○★□」形式(20%)、「□…○★」形式(8%)、「○…□」形式(7%)の順に用例数が多いことを示した。
- (11) 観智院本『類聚名義抄』の字体と『龍龜手鑑』の字体が完全に一致していない場合でも、『類聚名義抄』の正字・異体字の關係と『龍龜手鑑』の正字・異体字の關係とが対応している場合は、対応する記載があると判断した。次の例のように『龍龜手鑑』の「弓」と『類聚名義抄』の「方」は一致していないが、割り書きの中の漢字に人偏を加えたものが見出し字であることは共通している場合、対応する字体があるものとしてとらえた。

(例)「張」字



(龍、一23オ1)
(名、仏上三一・7)

また、異体字注記の種類は、「或」と「或作」、「古」と「古文」のように同じ部分がある場合は、異体字注記の種類は対応していると判断した。

(12) 杉本つとむ編『異体字研究資料集成別巻二』(雄山閣、一九七五年)の解説によれば、『龍龕手鑑』の「○★音□」形式における○字と□字は、異本の注記形式との比較により、「同音ゆえ通用されたかもしれない」という解釈の可能性を与えてくれるとある。

(13) 縮文は書体の名称であるが、観智院本『類聚名義抄』の中では字体の違いを示すための注記であると考えた。

(14) 注(4)の発表において、字体注記の種類は、「俗」(40%)、「正」(30%)、「或」(12%)、「今」(8%)、「通」(3%)、「古」(3%)、「同」(2%)の順に用例数が多いことを示した。なお、西原一幸「改編本系『類聚名義抄』・『龍龕手鑑』にみえる「或」および「或作」の字体注記について」(『日本語論究2 古典日本語と辞書』和泉書院、一九九二年十月)では、「或」注記の用法について考察が行われている。

(15) 吉田金彦「図書寮本類聚名義抄出典攷」(訓点語と訓点資料2、一九五四年八月)には図書寮本『類聚名義抄』の出典に「一切教音義」、「法華経音義」のように仏典の音義書が使用されていることが示されている。

(16) 図書寮本『類聚名義抄』の残巻の水、ゝ、言、立、豆、山、石、玉、邑、阜、土、心、巾、糸、衣の部首について、観智院本『類聚名義抄』の四六三例と比較を行った。これは、観智院本『類聚名義抄』の法上、法中にあたる(ただし、面、齒、色の部首は図書寮本に記載がないため除く)。

観智院本『類聚名義抄』に「○★□字」形式で記載された正字、異体字、異体字注記が、図書寮本に記載されている八例の中で、五例は『干祿字書』、二例は『玄応一切教音義』を出典とすることが記されており、一例は出典が不明である。したがって、これらは『龍龕手鑑』から引用されたものではないと考えてよい。